

掛川市条例第4号

掛川市上内田四区財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和4年3月9日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市上内田四区財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条第3項の規定により準用する同法第203条第4項の規定に基づき、掛川市上内田四区財産区議会の議員（以下「議員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 議員の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 年額100,000円
- (2) 副議長 年額90,000円
- (3) 議員 年額70,000円

(費用弁償)

第3条 議員が会務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、掛川市職員等の旅費に関する条例（平成17年掛川市条例第39号）の規定により1級の職務にある者に支給する旅費額に相当する額とする。

第4条 前条の規定にかかわらず、議員が市内における会議に出席したときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の日当を支給することができる。

- (1) 1日7,000円
- (2) 半日3,500円

(支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）及び掛川市職員等の旅費に関する条例（平成17年掛川市条例第39号）の適用を受ける職員に支給する給与及び旅費の例による。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。